

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十三号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項に次のただし書を加える。

ただし、同項第二号に規定する防疫作業のうち、口蹄疫その他の人事委員会規則で定める家畜伝染病に係るものに従事した場合には、当該防疫作業に従事した日一日につき三百八十円（著しく危険であると人事委員会が認める防疫作業に従事した場合には、当該額は、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）とする。

附則第三項第四号を削り、同項第三号中「若しくは」を「又は避難のための」に改め、「又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるもの」を削り、「前二号に掲げるもの」を「前各号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うもの」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）を「本部長指示」に、「同法」を「原子力災害対策特別措置法」に改め、「又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるもの」を削り、「前号に掲げるもの」を「前三号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うもの」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）

三 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（前二号に掲げるものを除く。）

附則第四項第一号中「二万円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額）」を「一万三千三百円」に改め、同項第二号中「五

千円」を「三千三百円」に改め、同項第三号中「前項第二号」の下に「及び第四号」を加え、「一万円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）」を「六千六百円」に改め、同項第四号中「前項第二号」の下に「及び第四号」を加え、「二千円」を「千三百三十円」に改め、同項第七号を削り、同項第六号中「前項第三号」を「前項第五号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「前項第三号」を「前項第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 前項第三号の作業のうち屋外において行うもの 三千三百円

六 前項第三号の作業のうち屋内において行うもの 六百六十円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の特種勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十四年四月十六日からこの条例の施行の日の前日までの間に於いて、職員が原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行った作業であつて、改正後の条例の規定を適用したとするならば改正後の条例附則第三項第二号の作業のうち屋外において行うもの（同一の日において、改正後の条例の規定を適用したとするならば改正後の条例附則第三項第四号の作業のうち屋外において行うもの又は改正後の条例附則第四項第一号に掲げる作業に該当することとなるもの）を行つた場合を除く。）及び改正後の条例の規定を適用したとするならば改正後の条例附則第三項第二号の作業のうち屋内において行うものに該当することとなるもの（同一の日において、改正後の条例の規定を適用したとするならば改正後の条例附則第三項第四号の作業のうち屋内において行うもの又は改正後の条例附則第四項第一号から第三号まで、第五号若しくは第七号に掲げる作業に該当することとなるもの）を行つた場合を除く。）を行つた場合についても適用する。